

今治市波方シーエーティーブィ加入契約約款

平成19年3月12日制定

今治市（以下「甲」といいます。）と、甲が設置する施設により放送サービスの提供を受ける加入者（以下「乙」といいます。）との間における加入契約は、次の条項によるものとします。

（サービス業務）

第1条 甲は、放送サービス提供区域内において、乙に次のサービスを提供します。

- （1） 放送事業者のテレビジョン放送（多重放送を含みます。）及びラジオ放送の同時再放送サービス
- （2） 自主放送番組の放送サービス
- （3） 上記に附帯する各種サービス

（契約の単位）

第2条 加入契約は、加入者引込線1回線ごととします。

（契約の成立）

第3条 加入契約は、乙があらかじめこの約款を承認し、所定の申込書に所要事項を記載のうえ申し込み、甲がこれを承認し、乙が加入金を納付したとき成立するものとします。

2 甲は、前項の申込みがあっても、次に掲げる場合には加入を承認しないことがあります。

- （1） 施設の設置又は保守が技術上著しく困難なとき。
- （2） 加入申込者が使用料その他の債務の納付を現に怠り、又は怠るおそれがあると認めるに相当の理由があるとき。
- （3） その他業務の遂行上支障があるとき。

3 乙が、第1項により承認を受けた内容を変更しようとするときも、所定の申込書に記載のうえ申し込み、甲の承認を受けなければなりません。この場合、前項を準用します。

（加入金）

第4条 乙は、加入金として47,250円（消費税及び地方消費税を含みます。）を加入申込みの際に納付するものとします。ただし、新たに引込線を設置することなく放送サービスを提供できるときは、この限りではありません。なお、株式会社WOWOWへの加入金は、甲が設定した加入金の中には含まれません。

（使用料）

第5条 使用料は、別表のとおりとし、乙は、当該月分を当該月末（12月にあつては28日）までに納付するものとします。

2 使用期間が1月に満たない場合は1月として使用料を計算します。ただし、その使用期間が半月を超えないときは、当該月分の使用料は、無料とします。

3 前項の「半月」とは、1日から15日まで又は16日から月末までとします。

4 第2項の「使用期間」とは、加入、承認内容の変更又は使

用の再開で使用料が増額するときは工事又は設定変更の完了日の翌日以降の期間とし、使用の一時中断、使用の停止、加入の取りやめ、承認取消し又は承認内容の変更で使用料が減額するときは引込線等の撤去又は設定変更の予定日の前日までの期間とします。

5 甲は、社会経済情勢の変化又は放送サービスの内容拡充等により、総務大臣に届け出たうえで、使用料を改定することができるものとします。この場合、乙に事前に通知することとします。

6 日本放送協会（NHK）の受信料（衛星放送受信料を含みます。）及び株式会社WOWOWの視聴料は、甲が設定した使用料の中には含まれません。乙がNHKと受信契約を結んでいない場合及びWOWOWの視聴を希望する場合は、別途NHK及び株式会社WOWOWと所定の受信契約を結んでいただく必要があります。

（使用料等の納付方法）

第6条 乙が甲に支払う使用料の納付方法は、口座振替を原則とします。ただし、口座振替によりがたい場合は、甲及び乙の合意に基づく方法によることができるものとします。

2 施設の設置又は工事に係る負担金は、それぞれの申込み又は申出の際、納付するものとします。

（督促手数料及び延滞金）

第7条 使用料の納付が納期限までになかったときは、甲は乙に督促状を発付します。

2 前項の督促状が発せられたときは、乙は甲に督促手数料として通常はがき相当額を支払わなければなりません。

3 使用料を納期限後に納付する場合、第1項の督促状が発せられているときは、納付すべき使用料金額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、当該金額が100円以上（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）であるときは、当該金額に年14.6パーセント（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。ただし、延滞金額に10円未満の端数があるとき又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

4 前項の延滞金額の計算において、同項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

（STB等の貸与）

第8条 BS・CS対応STB、BS対応STB及び地上デジタルチューナー（デジタル放送を受信するために必要な機器。以下「STB等」という。）は、乙の申込みにより甲が乙に貸与します。

2 乙が故意又は過失によりSTB等を破損、紛失等した場合

は、その実費相当分を甲に支払うものとします。

3 乙は、契約内容の変更、一時中断、加入の取りやめ、使用停止又は契約解除によりSTB等を使用する必要がなくなったときは、速やかに甲に返却するものとします。

4 乙は、甲が必要に応じて行うSTB等のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

(B-CASカード及びC-CASカードの取扱い)

第9条 甲は、乙に対しBS・CS対応STB1台に対しB-CASカード1枚及びC-CASカード1枚を、BS対応STB1台及び地上デジタルチューナー1台に対しそれぞれB-CASカード1枚を貸与します。

2 乙は、BS対応STBに対し貸与されたB-CASカードの取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款」を承認し、その定めに基づき使用するものとします。

3 乙は、貸与されたB-CASカード及びC-CASカードを善良なる管理者の注意をもって取り扱い、甲の承諾なしに移動又は取外し等はできないものとします。

4 甲は、必要に応じて乙にB-CASカード及びC-CASカードの交換を請求できるものとします。

5 甲の手配による以外のデータ追加、変更又は改ざんは禁止し、これらの行為により甲又は第三者に生じた損害については、乙は賠償の責めを負うものとします。

6 乙の故意又は過失によるB-CASカード及びC-CASカードの破損、紛失等の場合は、その実費相当分を甲に支払うものとします。

7 乙は、契約内容の変更、一時中断、加入の取りやめ、使用停止又は契約解除によりB-CASカード及びC-CASカードを使用する必要がなくなったときは、速やかに甲に返却するものとします。

(個人情報の取扱い)

第10条 甲は、第1条の放送サービスを提供するために、次に掲げる目的(以下「利用目的」といいます。)で乙の個人情報を取り扱います。

- (1) 加入契約の締結又は契約内容変更若しくは工事の施工
- (2) 使用料請求及び収納業務
- (3) 放送サービスに関する情報の提供
- (4) 放送サービスの向上を目的とした視聴者調査
- (5) STB等(B-CASカード及びC-CASカードを含みます。)の貸与及び保守
- (6) 乙の意見、要望、苦情又は相談への対応
- (7) 放送サービスの視聴状況等に関する各種統計処理

2 乙の個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内で甲が利用するほか、委託業務の遂行に必要な範囲内で甲が委託した者も利用できるものとします。

3 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ乙の同意を得ないで、第1項に規定する利用目的を超えて乙の個人情報を取り扱うことはありません。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、乙の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、乙の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、乙の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 甲は、前項各号及び次の各号のいずれかに該当する場合を除き、乙の個人情報を第三者に提供することはありません。

(1) 乙が書面等により同意した場合

(2) 以下の事項をあらかじめ乙に通知し、又は乙が容易に知り得る状態に置いているとき。

ア 提供の相手方

イ 第三者に提供される個人情報の項目

ウ 第三者への提供の手段又は方法

エ 乙の求めに応じて乙が識別される個人情報の第三者への提供を停止すること。

5 甲は、前4項のほか、乙の個人情報の保護については、「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」(平成16年8月31日総務省告示第696号)、「今治市個人情報保護条例」(平成17年今治市条例第21号)及び「今治市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則」(平成17年今治市規則第19号)の定めにより取り扱います。

(宅内引込等の費用負担)

第11条 保安器までの設備の設置に係る費用は甲が負担し、宅内設備の設置に要する費用は乙が負担するものとします。

2 前項の規定により設置した設備のうち、保安器の出力端子までは甲の管理とし、宅内設備については乙の管理とします。

3 伝送路の新規工事を要する場合で、増幅器及びタップオフを設置しなければならないときは、乙はその設置に要する費用の2分の1の範囲内において甲が定める額を負担するものとします。

(便宜の提供)

第12条 乙は、甲又は甲が指定する業者が、設備の検査、修理、設置又は撤去等を行うために、乙が所有又は占有する建物、家屋、土地又は構築物等への立入り及び無償使用することについて協力を求めた場合は、これに便宜を提供するものとします。この場合において、同意等を得るべき利害関係者があるときは、乙の責任において当該同意等を事前に得るものとします。

(故障)

第13条 甲は、乙から甲の提供する放送サービスを受信できない届出があった場合は、速やかにその原因を調査し、必要な措置を講ずるものとします。ただし、異常の原因が乙の所有又は占有する設備による場合は、乙の責任において修復するものとします。

2 乙は、乙の故意又は過失により、甲の管理する施設に故障が生じ、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとします。

(サービス提供の中止又は内容の変更)

第14条 甲は、施設の管理上やむを得ず放送サービスの提供を中止し、又は放送内容を変更することがあります。この場合、緊急を要する場合を除き、甲は、できる限り事前にその旨を乙に周知するものとします。

(免責)

第15条 甲は、前条及び次の各号のいずれかに該当する場合については、これらによって生じる損害の賠償には応じません。

(1) 天災、事変、非常事態、法令上の制限、停電等があったとき。

(2) 降雨減衰又はフェージング等気象状況による受信障害のとき。

(3) 放送衛星(BS)又は電気通信回線(CS)の機能停止があったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか甲の責めに帰することのできない事由により放送サービスの提供が中止され、又は放送内容が変更となったとき。

(一時中断)

第16条 乙は、自らの都合により甲の放送サービスの提供の一時中断を希望する場合はその7日前までに、その再開を希望する場合は速やかに、その旨を文書で申し出るものとします。

2 甲は、一時中断の申出を承認したときは、保安器及び宅内設備の間の接続を外すものとし、再開の申出を承認したときは、その再接続を行うものとします。

(設置場所の移転等)

第17条 乙は、加入者引込線の設置場所を移転しようとする場合は、原則として工事を要する日の15日前までに甲に文書でその旨を申し出るものとします。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の申出を承認しません。

(1) 移転後の設置場所が甲の放送サービス提供区域外であるとき。

(2) 移転工事が技術的に著しく困難であるとき。

3 乙は、第1項の移転に要する費用として31,500円(消費税及び地方消費税を含みます。)を負担するものとします。ただし、引込線の移転のために、伝送路の新規工事を要し、増幅器及びタップオフを設置しなければならないときは、第11条

に規定する額を加えた額を負担するものとします。

(申込書記載事項の変更)

第18条 乙は、その氏名又は名称、住所、電話番号等加入申込書の記載事項(STB等使用台数の変更等第5条の使用料の額が変更となる事項及び工事負担金を要する事項を除きます。)に変更がある場合は、速やかに甲に届け出るものとします。

(地位の承継)

第19条 相続人又は合併若しくは分割により設立される法人(加入者の地位を承継する法人に限ります。)は、加入者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、甲にその旨を届け出なければなりません。

(加入権の譲渡)

第20条 乙が、加入の権利を譲渡しようとする場合は、乙及び譲受人が甲にその旨を文書で申し出るものとします。ただし、加入の権利の承継が乙の受信機の設置場所において行われる場合に限りします。

2 第3条第2項は、前項の申出を受けた場合に準用します。

(加入の取りやめ)

第21条 乙は、加入を取りやめようとする場合は、その7日前までに甲にその旨を文書で申し出るものとします。

2 乙が加入を取りやめた場合においても、加入金及び使用期間に係る使用料については返還しません。

3 乙が加入を取りやめた場合、甲はSTB等、引込線及び保安器を撤去します。ただし、引込線及び保安器の撤去は、他の使用者又は事業により使用されていない場合に限り行います。

(乙の義務違反による停止又は契約解除)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に催告のうえ(第5号を除きます。)、サービスの提供を停止し、又は契約を解除することができるものとします。

(1) この約款に違反したとき。

(2) 甲の事業を故意に妨害したとき。

(3) 甲の施設を故意に損傷したとき。

(4) 2月以上使用料を納付しないとき。

(5) 死亡又は行方不明となり、受信施設が使用されていないことが明らかなきとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、事業の遂行に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。

2 前条第2項の規定は、契約を解除した場合に準用します。

(過料)

第23条 甲は、詐欺その他不正の行為により、加入金又は使用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とします。)以下の過料を科します。

(約款の変更)

第24条 甲は、この約款を変更することがあります。この場合において、使用料その他の条件は、変更後の約款によります。

(定めなき事項)

第25条 この約款に定めなき事項又は疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決に当たるものとします。

附 則 (平成19年3月12日制定)

- この約款は平成19年4月1日から施行します。ただし、第8条、第9条、第10条、第18条、第21条及び別表に定めるS T Bに関する事項については、甲がサービス提供区域内の住民に対し、別途期日を定めてデジタル放送の再送信を開始すること及びS T Bの使用申込を受け付けることを周知した以降に施行するものとします。第9条及び第10条に定めるB-CASカード及びC-CASカードについても同様とします。
- 当分の間、第7条第3項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいいます。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、この年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てます。)とします。

附 則 (平成19年12月21日改正)

(施行期日)

- この約款は、平成20年1月1日から施行します。

(経過措置)

- この約款による改正後の今治市波方シーエーティービー加入契約約款の規定は、この約款の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によります。

附 則 (平成21年3月31日改正)

(施行期日)

- この約款は、平成21年3月31日から施行します。

(経過措置)

- この約款による改正後の今治市波方シーエーティービー加入契約約款の規定は、この約款の施行の日以後の移転に係る負担分から適用し、同日前の移転に係る負担分については、なお従前の例によります。

附 則 (平成21年12月25日改正)

(施行期日)

- この約款は、平成22年1月1日から施行します。

(経過措置)

- この約款による改正後の今治市波方シーエーティービー加入契約約款の規定は、この約款の施行の日以後の使用に係る

使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によります。

附 則 (平成23年1月20日改正)

(施行期日)

- この約款は、平成23年4月1日から施行します。

(経過措置)

- この約款による改正後の今治市波方シーエーティービー加入契約約款(以下「改正後の約款」という。)の規定は、この約款の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によります。ただし、改正後の約款の規定による、BS対応S T B又は地上デジタルチューナーの使用に係る申込みは、この約款の施行前においても、行うことができます。

附 則 (平成23年6月30日改正)

(施行期日)

この約款は、平成23年6月30日から施行します。

附 則 (平成23年9月30日改正)

この約款は、平成23年10月1日から施行します。

別表 (第5条関係)

種 類	月額 (消費税及び地方消費税を含む。)	備 考
基本使用料	1,890円	一つの加入において利用者が複数世帯ある集合住宅等の場合は、甲が認定した世帯数を乗じて得た額とします。
BS・CS対応S T B機能使用料	1台につき 1,050円	
BS対応S T B機能使用料	1台につき 420円	
地上デジタルチューナー使用料	1台につき 210円	